

飯塚警察署からのお知らせ

「自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化」

令和6年11月1日に道路交通法が改正され、
自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました



○運転中のながらスマホ

- ・スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象になりました。
 - ※ 違反者は、「6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
 - ※ 交通の危険を生じさせた場合は、「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○酒気帯び運転およびほう助

- ・自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供者に対して新たに罰則が整備されました。
 - ※ 違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ※ 自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ※ 酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車運転中のながらスマホ、酒気帯び運転は、
自転車運転者講習制度の対象になります！！



自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を過去3年以内に2回以上摘発された者は講習制度の対象となります。

※ 危険行為

信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反等

※ 受講命令違反

命令を受けてから、3カ月以内の指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金

飯塚警察署 ☎0948-21-0110